

## 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称	株式会社アイリックコーポレーション
■取組方針掲載ページのURL :	<a href="https://www.irrc.co.jp/operations/">https://www.irrc.co.jp/operations/</a>
■取組状況掲載ページのURL :	<a href="https://www.irrc.co.jp/operations/pdf20230926.pdf">https://www.irrc.co.jp/operations/pdf20230926.pdf</a>

原 則		実施・不実施 ※6	取組方針の該当箇所 ※6	取組状況の該当箇所 ※6
原則2		実施	1.【お客さま本位の業務運営と企業文化の確立】=P4 3.【お客さまの声を経営に活かす取組み】=P9 5.【お客さま本位の業務運営方針の浸透】=P12	[1. 三者利益の共存の追求/2. 経営ビジョンに基づく取組み/3. 企業文化の確立]=P4 [1. お客様の声管理システムによる一元管理]=P9 [3. 業務品質の評価・改善/4. 当方針・企業理念・経営ビジョンの浸透]=P12
(注)	実施	1.【お客さま本位の業務運営と企業文化の確立】=P4 3.【お客さまの声を経営に活かす取組み】=P9 5.【お客さま本位の業務運営方針の浸透】=P12	[1. 三者利益の共存の追求/2. 経営ビジョンに基づく取組み/3. 企業文化の確立]=P4 [1. お客様の声管理システムによる一元管理]=P9 [3. 業務品質の評価・改善/4. 当方針・企業理念・経営ビジョンの浸透]=P12	
原則3		実施	4.【保険会社等との適正な連携】=P10	[1. 保険会社との適正な連携]=P10
(注)	実施	4.【保険会社等との適正な連携】=P10	[1. 保険会社との適正な連携]=P10	
原則4	【手数料等の明確化】  金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	一部実施	4.【保険会社等との適正な連携】=P10	[1. 保険会社との適正な連携]=P10
	【重要な情報の分かりやすい提供】  金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	実施	2.【お客さまのご要望に合った保険提案とサービスの提供】=P5・P6・P7・P8	[1. 保険IQシステムによる保険相談]=P5 [2. お客様のご意向に対応した保険商品の提案]=P6 [3. 安心アフターサービス]P7 [4. お客様が“いつでもどこでも”相談できるサービス]P8

	<p>重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他他のリスク、取引条件</li> <li>顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性</li> <li>顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む)</li> <li>顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的な内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響</li> </ul>	実施	2.【お客さまのご要望に合った保険提案とサービスの提供】=P5・P6・P7・P8	[1. 保険IQシステムによる保険相談] =P5 [2. お客さまのご意向に対応した保険商品の提案] =P6 [3. 安心アフターサービス] P7 [4. お客さまが"いつでもどこでも"相談できるサービス] P8	
原則5	(注2)	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである((注2)～(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。	実施	2.【お客さまのご要望に合った保険提案とサービスの提供】=P5・P6	[1. 保険IQシステムによる保険相談] =P5 [2. お客さまのご意向に対応した保険商品の提案] =P6
	(注3)	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	2.【お客さまのご要望に合った保険提案とサービスの提供】=P6	[2. お客さまのご意向に対応した保険商品の提案] =P6
	(注4)	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように配意した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	実施	2.【お客さまのご要望に合った保険提案とサービスの提供】=P5・P6・P7	[1. 保険IQシステムによる保険相談] =P5 [2. お客さまのご意向に対応した保険商品の提案] =P6 [3. 安心アフターサービス] P7 [4. お客さまが"いつでもどこでも"相談できるサービス] P8
	(注5)	金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	2.【お客さまのご要望に合った保険提案とサービスの提供】=P6	[2. お客さまのご意向に対応した保険商品の提案] =P6
	【顧客にふさわしいサービスの提供】	金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取り目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。	実施	2.【お客さまのご要望に合った保険提案とサービスの提供】=P5・P6・P7・P8 5.【お客さま本位の業務運営方針の浸透】=P11	[1. 保険IQシステムによる保険相談] =P5 [2. お客さまのご意向に対応した保険商品の提案] =P6 [3. 安心アフターサービス] P7 [4. お客さまが"いつでもどこでも"相談できるサービス] P8
	(注1)	金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に關し、以下の点に留意すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと</li> <li>具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と比較しながら行うこと</li> <li>金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと</li> </ul>	実施	2.【お客さまのご要望に合った保険提案とサービスの提供】=P5・P6・P7	[1. 保険IQシステムによる保険相談] =P5 [2. お客さまのご意向に対応した保険商品の提案] =P6 [3. 安心アフターサービス] P7 [4. お客さまが"いつでもどこでも"相談できるサービス] P8

原則 6	(注2)  金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	実施	2.【お客様のご要望に合った保険提案とサービスの提供】=P5・P6・P7	[1. 保険IQシステムによる保険相談] =P5 [2. お客様のご意向に対応した保険商品の提案] =P6 [3. 安心アフターサービス] P7 [4. お客様が”いつでもどこでも”相談できるサービス] P8
	(注3)  金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。	実施	2.【お客様のご要望に合った保険提案とサービスの提供】=P5	[1. 保険IQシステムによる保険相談] =P5
	(注4)  金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。	実施	2.【お客様のご要望に合った保険提案とサービスの提供】=P6	[2. お客様のご意向に対応した保険商品の提案] =P6
	(注5)  金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	2.【お客様のご要望に合った保険提案とサービスの提供】=P6 5.【お客様本位の業務運営方針の浸透】=P11	[2. お客様のご意向に対応した保険商品の提案] =P6 [1. 教育体制の充実] =P11
	【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】  金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	3.【お客様の声を経営に活かす取組み】=P9 4.【保険会社等との適正な連携】=P10 5.【お客様本位の業務運営方針の浸透】=P11・P12	[1. お客様の声管理システムによる一元管理] =P9 [1. 保険会社との適正な連携] =P10 [3. 業務品質の評価・改善/4. 当方針・企業理念・経営ビジョンの浸透] =P12 [4. 当方針・企業理念・経営ビジョンの浸透] =P12

【照会先】	
部署	業務管理室
連絡先	03-5840-8161

※6「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則2～7(これらに付されている(注)を含む)毎に、「実施」、「一部実施」、「不実施」、「非該当」を選択し、取組方針・取組状況の該当箇所(項目名、見出し、ページなど)を記載してください。

金融事業者のウェブサイトに掲載されている対応関係表と本報告フォーマットとに不一致があれば、金融事業者リストへは掲載されません。